

金融機関の自己資本比率問題と不良債権処理 (2)

黒田 朗

(目次)

4. 本邦銀行の凋落と米国銀行の急成長
5. 自己資本比率規制の影響、日本の場合と米国の場合
6. 中小企業への配慮とアメリカのお手本
7. 利鞘の縮小を克服し収益力を高める経営を目指せ

4. 本邦銀行の凋落と米国銀行の急成長

(1) 日米比較の前提条件

日米両国において、自己資本比率規制が金融界にどのような影響を与えてきたか、以下において考察する。なお、日本における自己資本比率規制の本格化（早期是正措置実施）は平成10年（1998年）4月からであったが、米国ではこれより早く平成4年（1992年）から現在の形の自己資本比率規制（早期是正措置）が始まった。以下に示す銀行数、店舗数、従業員数、貸出金残高の動きは、両国におけるそれぞれの自己資本比率規制の影響を強く受けている。その点に留意しながら、本邦銀行および米国銀行の動向を先ず考察する。なお、考察の対象は昭和59年（1984年）から直近の平成15

年（2003年）までである。同じ銀行といっても両国それぞれにおける発展の歴史と銀行の性格は当然に大きく異なる。単純な日米比較による考察は、その点を十分考慮しなければならない。

第一に、本邦全国銀行総数は、日米経済規模の格差（およそ1対2）から見ると、米国に対比して決して過大な数ではない¹⁾。本邦全国銀行の平成16年3月時点の総数は、131行、これに信用金庫326（以上、表1）、信用組合182、その他の協同組織金融機関62（以上、金融庁資料²⁾）を加えても、総計701に過ぎない。他方、米国には、商業銀行が7,769行、貯蓄銀行が1,413、両者合わせて9,182の銀行がある（表1下段）。先述の通り、日本に比較すれば、米国銀行の数は非常に多い。近年米国では、乱立する弱小零細の銀行の整理統合が進み、総貸出残高、1行あたり平均貸出残高、総店舗数、1行あたり平均店舗数とも増大が続いている。総じて小規模零細であった米国銀行の規模も、すこしずつ日本並みの規模に近づきつつある。

第二に、銀行総数、その他の総合計の議論は、決して個々の銀行の同一方向性の動きを

1) この点、日本のオーバーバンキング論は、根拠が薄弱である。両国のこの大きな格差が、むしろ面積の格差に由来すると考えれば、日本のオーバーバンキング論は妥当かもしれないが、それではソ連やアフリカはどうなるのだろうか。

2) 「(参考) リスク管理債権の状況（平成16年3月期）」（金融庁、平成16年7月30日発表）の最左欄の機関数による。

表1 金融機関の数、店舗数、職員数の推移(昭和59年度から平成15年度)

	(A) S60.3	H9.3	H10.3	H11.3	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	(B) H16.3	(C)/(A) ×100	(C) (B)-(A)	
銀行数	都市銀行	13	10	9	9	9	7	7	7	-46.2	-6	
	地方銀行	64	64	64	64	64	64	64	64	0.0	0	
	第2地方銀行	69	62	63	57	54	53	53	50	-27.5	-19	
	信託銀行	7	7	7	7	9	8	8	8	14.3	1	
	長期信用銀行	3	3	3	1	1	1	2	2	-33.3	-1	
	全国銀行	156	146	146	138	137	133	134	131	16.0	-25	
	信用金庫	456	410	401	396	386	371	349	326	-28.5	-130	
	都市銀行	3,168	3,662	3,423	3,216	3,042	2,928	2,853	2,655	2,608	-17.7	-560
	地方銀行	6,731	8,010	7,953	7,905	7,824	7,904	7,788	7,600	7,536	12.0	805
	第2地方銀行	4,509	4,527	4,636	4,251	3,946	4,000	3,873	3,790	3,567	-20.9	-942
店舗数	信託銀行	382	411	396	438	446	443	399	324	299	-21.7	-83
	長期信用銀行	79	118	113	51	44	40	39	46	50	-36.7	-29
	全国銀行	14,869	16,728	16,521	15,861	15,302	15,315	14,952	14,415	14,060	-5.4	-809
	信用金庫	6,859	8,643	8,658	8,673	8,638	8,480	8,400	8,263	8,263	20.5	1,404
	都市銀行	166,194	139,413	128,684	124,525	119,324	113,140	104,847	101,958	93,412	-43.8	-72,782
	地方銀行	167,541	162,627	158,504	155,350	151,383	147,966	141,237	135,623	130,213	-22.3	-37,328
	第2地方銀行	90,992	80,976	79,924	71,004	65,012	62,855	59,830	57,446	53,421	-41.3	-37,571
	信託銀行	28,726	28,739	27,226	27,457	26,100	24,417	22,685	22,576	21,355	-25.7	-7,371
	長期信用銀行	9,953	12,254	11,261	4,752	4,537	4,427	4,131	3,578	3,627	-63.6	-6,326
	全国銀行	463,406	424,009	405,599	383,088	366,356	352,805	332,730	321,181	302,028	-34.8	-161,378
信用金庫	150,288	152,741	148,805	145,573	141,905	135,117	130,302	125,008	125,008	-16.8	-25,280	

出所：『全国銀行財務諸表分析』『相互銀行財務諸表分析』『全国信用金庫財務諸表分析』各年度

(参考) 米銀の機関数、店舗数

	(A) S60.3	H9.3	H10.3	H11.3	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	(B) H16.3	(C)/(A) ×100	(C) (B)-(A)
商業銀行(ア)	14,496	9,530	9,143	8,774	8,581	8,315	8,080	7,887	7,769	-46.4	-6,727
同店舗数	56,295	67,319	69,468	70,731	72,265	72,394	73,644	74,072	75,159	33.5	18,864
貯蓄銀行(イ)	3,418	1,926	1,780	1,690	1,642	1,589	1,535	1,467	1,413	-58.7	-2,005
(ア)+(イ)	17,914	11,456	10,923	10,464	10,223	9,904	9,615	9,354	9,182	-48.7	-8,732

出所：米国預金保険機構(FDIC)

示すとは限らない。米国は、巨大な格差社会、流動社会ともいうべき国である。銀行の規模にも大きな格差がある。世界的スケールの巨大銀行も少数存在するが、大半の銀行はコミュニティバンクといわれる小零細規模のものである(青木2003:14)。したがって、米国銀行の総合計の動きは、一部の巨大銀行の動きを反映するのか、弱小零細規模の銀行の動きを反映するのか明らかではない。本稿はこの点についての検討を行っていない。なお、米国の商業銀行の場合には、2行が合併等で消滅する(4行が2行になる)間に1行新設されるという風に、新陳代謝を繰り返しながら変化が進んでいる(青木2003:13)。新しい銀行が次々に生まれている。この点は日本と状況が異なる。

第三に、本稿で用いた本邦全国銀行、米国銀行の統計には、海外支店分が含まれている。すなわち、自己資本比率規制によって海外業務から撤退せざるを得なかったケース、自己資本比率規制をクリアして海外業務に積極的に進出したケースの両者

が、総合計の数字に含まれている。この点についての考察はまったく行わなかった。

以上に述べた限定条件付きのうえで以下日米比較を行う。

(2) 本邦銀行の銀行数、店舗数、職員数、貸出金残高の推移

次に、同じ期間における本邦銀行の動きを見よう。ここでいう全国銀行には、都長銀、信託銀行、地銀、第2地銀が含まれ、信金、信組などの組織金融機関は含まれない。また、全国銀行の店舗数、職員数、貸出残高には海外店舗分も含まれる。

まず、全国銀行の行数の推移を見る(表1および図1)。昭和59年(1984年)の全国銀行数は156行であった。この数は平成15年(2003年)には131行に減少した。特に著しい変貌を遂げたのは、長銀と都市銀行である。長銀はかつての3行から現在は形を変えて2行へ、都市銀行は平成2年(1990年)の13行から平成15年(2003年)の5グループ(東京三菱、みずほ、三井住友、UFJ、

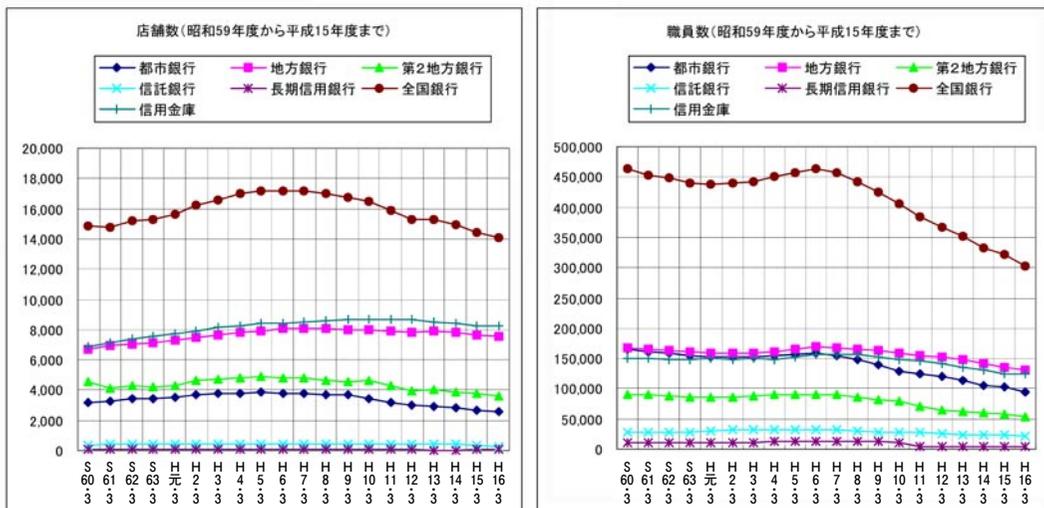


図1 邦銀の店舗数および職員数

りそな)へ半減,さらにUFJの合併が実現すれば,およそ10年で3分の1の4行に整理統合されることになる。銀行のこうした整理統合を促す手法として,自己資本比率規制が極めて効果的に活用されてきた。都長銀に次いで大きな変貌を遂げたのは,第2地銀である。第2地銀は,平成元年(1989年)までは相互銀行と定義され,組織金融機関に分類されていたが,平成4年(1992年)の法律改正で廃止となり銀行への転換を図ることになった。相互銀行はそれ以来第2地銀と称して全国銀行に分類されるようになった。第2地銀は,昭和59年度(1984年度)には69行存在したが,平成15年度(2003年度)には50行に減少している。

銀行の整理統合に伴い,店舗数も減少を続けている。都市銀行の店舗数は,平成5年度(1993年度)の3,829店がピークであり,それ以後は減少が続き,平成15年度(2003年度)の店舗数は10年間で1,221店減,31.9%減,年率3.6%の減少となった。ただし,地銀の行数は過去19年間に増減なしの64行で,しかもその店舗数はこの19年間に逆に増加を示した。他方で,同じ期間に,都市銀行は17.7%減,第2地銀は20.9%減,全国銀行全体では5.4%減となった。図1に掲げた各金融機関のうちに,過去19年の間に店舗数の増加を見せたのは,地銀の12.0%増と信金の20.5%増だけであった。

次に,職員数の動きを見よう。本邦全国銀行の職員数は,昭和59年度(1984年)に463,406人であった。職員数は,高度成長の終焉,企業の自己調達力向上,業務電算化(IT化)の流れなどを受けて緩慢ながらも減少を続けた。その中で,長期信用銀行だけが例外的に人員を増加させた。長期信

用銀行の職員数は,昭和59年度(1984年度)には9,953人であったが,ピークの平成7年度(1995年度)には12,857人まで増えた。この間29.2%,年率2.4%の増加であった。長銀の積極策は,結果として裏目に出た。

次に,全国銀行の貸出残高の推移を見る。昭和59年度(1984年度)の全国銀行の貸出残高は275兆円で,当時における米国銀行の残高を大きく上回っていた。全国銀行の貸出残高は,昭和61年度(1986年度)から昭和64年度(1989年度)までの間,年率12%から16%の高い伸びを示した(この間をバブル経済と呼ぶ)。公定歩合引き上げなどの政策転換を受けて,平成2年度(1990年度)以降伸び率が一ケタ台に低下した。貸出残高が平成4年度(1992年度)の542兆円を山として減少に転じたのは平成5年度(1993年度)からである。その後日本経済は深刻な不況に直面することになる。株価と地価は急落を続け,その結果,借財で投機的な投資を行った企業や個人投資家は大きな痛手を受けた。全国銀行の貸出残高は,平成5年度(1993年度)539兆円,平成6年度(1994年度)538兆円と僅かながら減少を続けた。しかし,その後は平成7年度(1995年度)556兆円,平成8年度(1996年度)564兆円と僅かながら辛うじて残高が維持された。ところが,平成8年度(1996年度)には,橋本首相によって金融ビッグバン構想が発表され,米国流の自己資本比率規制が本格的に遂行される見通しとなった。金融ビッグバン宣言の平成8年(1996年)以降,三洋証券,北拓銀行,山一証券が相次いで破綻,失業率は戦後初の4%台に上昇,貸出残高は急減を始めた。平成14年度(2002年度)の貸出残高は440兆円,ピーク時平成8年度(1996年度)の564兆円

に比して124兆円の減少、6年間で20.4%減、年率3.7%の減少となった。

(3) 米国銀行の銀行数、店舗数、貸出残高の推移

米国の銀行数³⁾ (商業銀行+貯蓄銀行) は、昭和59年(1984年)から平成15年(2003年)までの19年間に一貫して減少を続けた。まず、商業銀行に関して具体的な数字を示すと、昭和59年(1984年)の14,496行が平成15年(2003年)には7,769行に減少した。この間の減少数は6,727行、減少率は19年間で46.4%減、年率3.1%減であった。こうした減少傾向は、貯蓄銀行(S&L)についても同様であり、同じ期間に貯蓄銀行は3,418行から1,413行へと半減以上の減少を示した(19年間で58.7%減、年率4.5%減)。過去19年の間に、米国において銀行の整理統合が相当程度進んだことは明白である。

ところで、米国銀行数はこのように大幅に減少したが、日本で見られたような店舗数の減少は米国では起きていない。それどころか米国では、商業銀行の総店舗数は、昭和59年(1984年)の56,295店から平成15年(2003年)の75,159店へと平成4年(1992年)の減少を例外として毎年増加し続けた。この間の店舗増加数は18,864店、増加率は19年間で33.5%増であった。また、平成3年(1991年)から平成4年(1992年)にかけて微減したが、その後は平成4年(1992年)の63,401店から平成15年(2003年)の75,159店まで、11年間にわたり毎年微増を続けてきた(11年間の増加率は、年率1.56%)。米国商業銀行1行当

りの店舗数は、昭和59年(1984年)には3.88店だったが、19年後の平成15年(2003年)には1行当たり9.67店へと約2.5倍の店舗数を抱えるに至った。店舗数そのものが大きく減少した日本とは、状況がまったく逆である。日本では、銀行数の削減に加えて、次の段階として郵便局の経営合理化や統廃合が構造改革の観点から議論されている。日本の金融構造改革は、自己資本比率規制、金融検査マニュアル、リレーションシップ・バンキング規制、郵便貯金の民営化など、これまで主として米国をモデルとして進められているが、日本がモデルとする米国金融界の実態は必ずしも我々に良く理解されないまま議論が進んでいるように思われる。

次に、借手にとって最も重要と見られる貸出残高の長期的推移を観察しよう。なお、大勢を把握できるように日米銀行の貸出残高を対比したグラフを作成した(図2)。同図と以下の文中の金額表示は、米国については百億ドル(=約1兆円)単位、日本については、兆円単位に統一してある。1ドルを100円と換算すると、この表示方法によって日米貸出残高の比較がそのまま行いうる。すなわち、米国の100百億ドルと日本の100兆円がほぼ同価値の金額と見なすことができるので、視覚的にも直接に対比できる。ここに示したグラフは、そのような方法で両国の比較が可能のように工夫を凝らしたつもりである。

昭和59年(1984年)における米国銀行(商業銀行+貯蓄銀行)の貸出残高は、224百億ドル(概算で224兆円)であった。この金額は、図2に明らかに示されるように、

3) 出所:FDICのホームページ, Historical Statistics on Banking, Commercial Bank/Saving Institutions による。

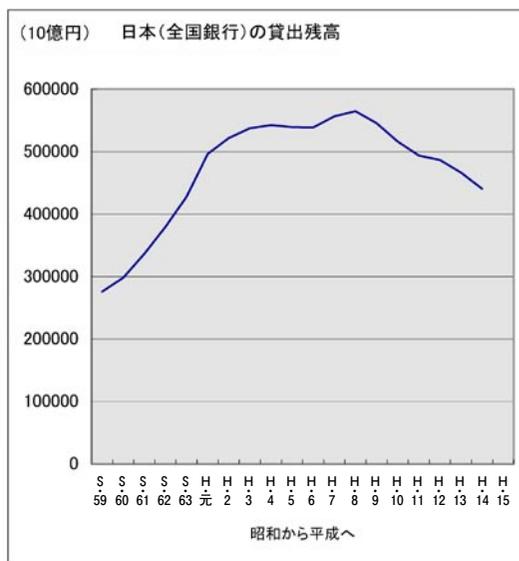
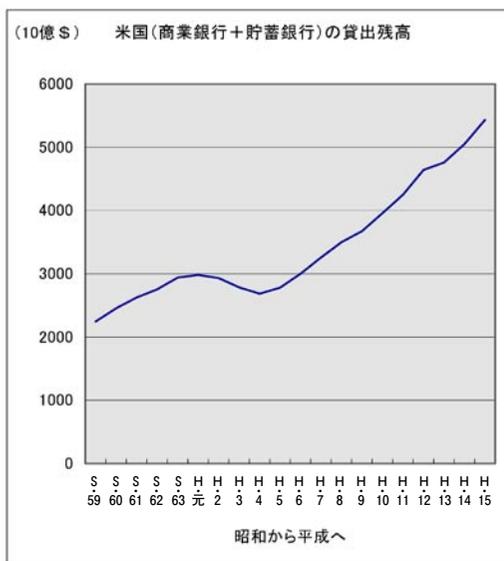
当時の本邦全国銀行貸出残高（275兆円）を大きく下回るものであった。ところで、米国銀行の貸出残高は、一時期足踏み状態となったものの（平成2年、3年、4年と3年連続微減、3年間で計9.9%減少）、平成4年（1992年）を底に、それ以後増加に転じた。貸出残高は、平成4年（1992年）から平成15年（2003年）までの11年間に倍以上、すなわち平成4年（1992年）の268億ドルから平成15年（2003年）の543億ドルへと増加した。11年間の年平均増加率は7%弱であった。

5. 自己資本比率規制の影響、日本の場合と米国の場合

橋本首相は、金融ビッグバン宣言において、日本の金融制度、金融技術が欧米に比べて大幅に遅れていること、ビッグバン強行によって日本の金融制度をロンドン、

ニューヨーク並みに引き上げるべきであると説明した。ロンドン、ニューヨーク並みとは如何なることを意味するのか定かではないが、いずれにせよ、市場主義、自己責任原則のキャンペーンと金融ビッグバンの具体的諸政策が、その後の日本における金融不安の引き金となったことは否定できない。

一方、米国においては、すでに述べたとおり、平成4年（1992年）以降貸出残高は極めて高い伸びを続けた。その結果、1ドル100円の換算で米国銀行の貸出残高は平成13年（2001年）に476兆円に達し、同時期の本邦の全国銀行貸出残高466兆円を上回った。米国政府は、自己資本比率規制を通じて日本の銀行の過剰を指摘した。21世紀は直接金融の時代であるとして、日本のオーバーバンキング解消、銀行の規模縮小と証券市場の育成を促した。日本政府は、自己資本比率規制を通じて、本邦金融機関の統廃合と縮小を促しつつ、他方では、直



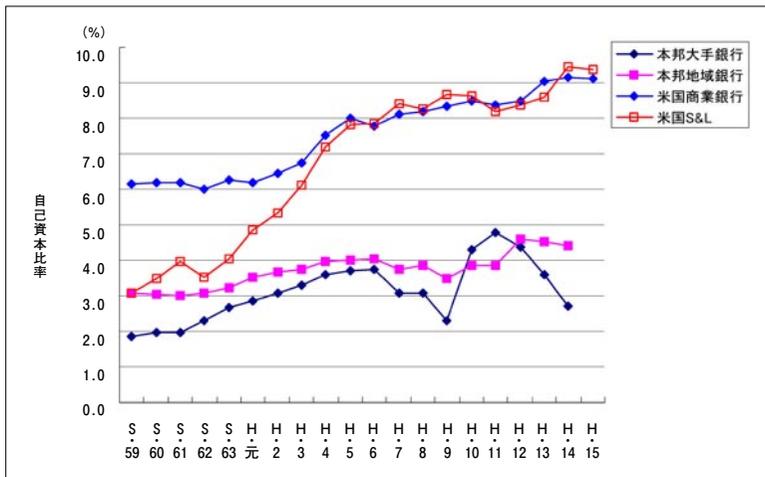
出所：邦銀（『全国銀行財務諸表分析』各年度）、米銀（米国連邦預金保険機構FDIC）

図2 日米銀行の貸出残高比較

接金融の整備を図った。ところが、米国金融当局は、この間自己資本比率規制によって米国の銀行制度、間接金融のシステムを育成強化した。その効果が上がって、米国商業銀行の総店舗数と総貸出残高は、この間大幅な増加を示した。日米の金融システム改革の方向性が、なぜ両国においてこのように全くの逆転を示しているのだろうか。間接金融が日本に比べて全く未発達であった米国が、なぜ間接金融システムをこまめに発達させることができたのだろうか。

同じ呼び名の自己資本比率規制が、日本においては金融機関の体力を削ぎ、機能を低下させる役割を果たした。他方、米国においては、日本と比較にならないほど未熟であった間接金融システムが、自己資本比率規制によって着実な発展を遂げつつある。これは、自己資本比率規制という金融行政の手法が、米国には極めて適したものであったことを示す。そして日本にとっては、決して好ましい規制ではなかったことを示す。

1980年代の米国では、金利上昇と不動産投資失敗でとくに貯蓄銀行の経営が悪化した。当時米国貯蓄銀行の自己資本比率は、図3に示すとおり、3—4%前後であり、商業銀行のそれは6%程度であった。そこで、米国金融当局は、貯蓄銀行を中心とする金融機関の過剰貸出を抑制するために、リスクアセット方式による自己資本比率規制を行った。国際統一基準は当時の商業銀行の自己資本比率6%程度、恐らく米国商銀のなかの大手優良行を目安として基準が設定されたと推測される。米国の大手商業銀行にとってこの国際統一基準8%は決して困難な基準ではなかったし、また、米国の地域中小銀行にとって修正国内基準4%は決して実現不可能の目標ではなかった。ところが、本邦の商業銀行にとっては、これらの数値の達成は、当時の日本の経済情勢や金融慣行に照らしても、不可能と見られる目標であった。すなわち、当時における本邦銀行の自己資本比率は、大手銀行で2%以下、地域銀行で3%程度であった(図



出所：邦銀（日本銀行考査局資料）；米銀（連邦預金保険局FDIC）

- (注) 1. 上記の数値はリスクウェイトによる方式ではなく自己資本÷総資産によって筆者が算出した。
- 2. 自己資本比率規制は米国では1986年から、日本のBIS（自己資本比率）規制は1998年から。

図3 日米自己資本比率比較（昭和59年度から平成15年度）

3). これを8%ないし4%に引き上げるには、金融機関の利益が保証されるような政府金融当局によるマクロミクロの金融政策、規制が必要不可欠であった。しかしながら、当時の日米の政治関係は、そのような状況を許さなかった。米国側は、日米構造協議等を通じて執拗に日本の経済制度、金融制度が閉鎖的であると非難攻撃を続け、日本の金融市場への進出を目論んでいた。金融ビッグバン、すなわち規制緩和、国際化、グローバルスタンダード化は、こうした背景のもとで、米国側の強い要請を受けて進められたのであった。

米国の自己資本比率規制は、米国の銀行育成策と一体をなすものであった。しかしながら、米国に適した規制緩和策と自己資本比率規制は、日本の金融システム改革にとって決して妥当な政策ではなかった。それは日本の金融界に甚大な損害をもたらした。日本政府は、米国に好都合な金融規制の手法を日本に受け入れた。そして、金融ビッグバンの大号令のもとに、国際化、自由化、証券化、グローバル化のキャンペーンを張った。早期是正措置すなわちBIS基準（自己資本比率規制）は、その心臓部であった。

ところで、米国政府は、国際社会が合意した基準を常に取り入れるとは限らない。平成16年（2004年）に決定された新BIS基準は、米国当局によって無視されようとしている。新BIS基準について米国政府は、一部例外を除き米国の商業銀行に対しては適用しないと伝えられる。新BIS基準を採用するのは、米国内ではトップ10行プラスアルファに過ぎないという（吉永2004：29）。

日本は、閉鎖性を批判攻撃された。閉鎖

性とは、伝統的な日本の相互信頼社会のことを指している面もあったが、米国企業にとっては進入しにくい厄介なものであった。米国企業は、とにかく日本の市場が欲しかった。日米交渉では、日本の市場を米国企業に開放することが強く求められた。したがって、日本政府の役割はアメリカの金融資本（投資銀行、ファンド・マネージャー、ターンアラウンド・スペシャリスト等）に日本の市場を開放することであった。一例が、長銀のリップルウッドへの売却であった。そのためには、日本の社会経済制度、金融制度が米国企業にとって理解しやすいものであり、好都合のものでなければならなかった。Free Fare Globalのスローガンは、まさに米国側のこうした要求を受け入れるためのものであった。こうした状況の中で金融ビッグバンの圧力を宿命（黒船の再来）と受け止めた日本政府は、規制緩和の遂行とともに大蔵省の解体、金融監督庁の新設、自己資本比率規制の導入等、次々に米国モデルの輸入に踏み切ったのである。

6. 中小企業への配慮とアメリカのお手本

平成8年（1996年）11月発表の金融ビッグバンは、深刻な金融不安をもたらした。そうしたなかで、平成10年（1998年）10月に「金融機能早期健全化法」が公布された。この法律によって、日本における自己資本比率規制は本格化することになった。ここでいう金融機能の健全化とは、自己資本比率の引上げのことである。すなわち、貸し剥がし・貸し流りの強制のことである。米国の金融システム強化のために開発された

自己資本比率規制が、グローバルスタンダードの名の下に日本の金融機関に強制されることになった。金融再生プログラムは、その文脈のなかで登場した。

(1) 金融再生プログラム

「金融再生プログラム」(平成14年10月30日、金融庁)は、その副題「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」が示すように、金融システムの安定のための不良債権処理の加速を本旨とするものであった。その冒頭には、「日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度(2004年度)には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。云々」と述べられている。同プログラムは、

1. 新しい金融システムの枠組み
2. 新しい企業再生の枠組み
3. 新しい金融行政の枠組み

の3本柱で構成された。このうち、第1番目の柱の「新しい金融システムの枠組み」は、以下に述べるように、不良債権処理と中小企業への配慮の2点からなる。すなわち、第1点は、ペイオフ実施を平成17年4月まで延期し、それまでに全額保護の対象となる決済用預金を導入すること。第2点は、不良債権問題を終結させる一方、中小企業分野に対する十分の配慮を行うこと。たとえば、中小企業貸出についての業務改善命令、中小企業の実態を反映した検査、貸し渋り・貸し剥がしホットラインの創設などである。

しかしながら、上記の「中小企業への配慮」は、あくまで本旨たる新しい金融システム構築のための言い訳程度に位置づけられていると判断される。何故ならば、市場主義の原理に立った構造改革(金融ビッグバン)の実現こそが、日本政府の最大の狙い、基本方針であるからだ。金融マニュアル別冊にせよ、以下に述べるリレバン機能にせよ、構造改革を実現するための障害除去に過ぎないと考えられる。あくまでも日本政府の狙いは、規制緩和、市場主義、自己責任原則の推進であり、いいかえれば、アメリカを理想と見なすものであり、その結果は、意識するにせよ無意識にせよ、弱肉強食社会の到来である。

次いで公表された金融再生プログラムの「作業工程表」(平成14年11月29日、金融庁)は、先の金融再生プログラムに関して、具体的作業内容と実施日程を公表したものである。このうち「新しい金融システムの枠組み」に関していえば、決済用預金の法制化、RCCによる中小企業再生ファンドの創設、新しい公的資金注入制度の創設などが挙げられた。

(2) リレーションシップ・バンキングの登場

日本政府は、中小企業への配慮についても、アメリカを見本にすることにした。なぜ、中小企業への配慮を、日本の現場の経験から汲み採ろうとしないのだろうか。いづれにせよ、政府は、ここでもまたアメリカに見習えという議論を持ち出した。リレーションシップ・バンキング(通称、リレバン)という言葉は、日本人に聴きなれない言葉であった。金融庁が突然にいい出したリレバンとは、一体何か。

構造改革を主張する政府は、基本的に、アメリカに存在する制度を標準と見なし、見習うべきものだと立場をとる。横文字とカタカナを語る者の意見が尊重されかつ高額報酬を得る社会が到来した。金融審議会では、アメリカに詳しい専門家によって、アメリカをモデルとする金融改革が検討された。その結果の一つが、「リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて」（金融審議会金融分科会第二部会報告）（平成15年3月27日）⁴⁾であった。この報告にあるとおり、リレーションシップ・バンキングとは日本の中小地域金融機関が見習うべきアメリカの経営モデルである。金融審議会の20ページに及ぶ報告に沿って、リレーションシップ・バンキングとは何かを検討するとして、同報告の冒頭には、「米国等における理論的研究によれば、リレーションシップバンキングの本質は、…」（金融審議会金融分科会第二部会2003：42）云々と、長文の説明がある。以下、その立論を要約する。

ア. リレバンの有効性

貸手と借手の間で長期的に継続する関係は、エージェンシーコストを節約し、①貸出に当たっての審査コスト等を軽減し金融を円滑にすると同時に、②借手の業績が悪化した場合には適切な再生支援等により貸手借手双方の健全性を図ることができる（同2003：42）。こうしたリレーションシップバンキング（以下、リレバン）は、日本の戦後に見られたメインバンク制のもとにおける貸手借手の長期的な関係に類似しているが、米国等で

は地域の中小企業向貸出のビジネスモデルである。わが国でも、将来的には市場金融モデルが発達するであろうが、当分の間、中小企業や個人等を対象とする金融の場においてリレバンが依然として有効だと考えられる（同2003：43）。

イ. 日本ではリレバンが行われていない

ところが、金融審議会のワーキンググループが地方で借手から直接に聞き取りを行ったところ、中小地域金融機関がいわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」を行っている。そのうえ、担保や保証に過度に依存した金融を行っているし、融資後もリレバンによる親身で適切な経営指導、経営支援を行っていない⁵⁾（同2003：45）。

ウ. 米国の収益力あるリレバンに見習え

他方、米国のリレバンにおいては、貸手と借手双方のコストが軽減され、双方の収益性が向上し、健全性が確保されている。「現に米国においては、リレバンをビジネスモデルとしているコミュニティバンクの中には高い収益力を持つものも多く存在している」（同2003：46-47）。

エ. 日本の金融機関の経営力欠如とお付き合い貸出

翻って日本の現状を見れば、金融機関の経営力（審査能力、モニタリング能力等）が不足し、そのほかの各種問題もあって、好ましくないお付き合い貸出を行っている（コミットメントコストの顕在化）。結果として「中小地域金融機関の収益力の低下や財務体力の低下」を招いている。このようなお付き合い貸出は、健全経営の観点から絶対にやるべきではな

4) 「リレーションシップ・バンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月28日）

5) このように、同報告は、自己資本比率規制を不問にして、「貸し渋り・貸し剥がし」の責任を金融機関側に転嫁している。

い (同2003 : 47-48).

オ. 総合的金融サービスによる収益力向上

わが日本の金融機関の現状は、リレバンの本来のあり方から離れている。「従来の伝統的な業務運営のあり方のままでは限界があると考えられる。」日本の中小地域金融機関は、以上に述べたような問題点を踏まえ、「リレーションシップバンキングの思い切った機能強化を行うことが必要である」(同2003 : 48)。具体的には、預金貸出取引だけにこだわらず、コンサルティング、ビジネスマッチングを含めた総合的な金融サービスを行うことによって、手数料収入を得なければいけない (同2003 : 49)。

以上のように、同報告は、米国に比べてわが国の金融機関がまことに恥ずかしい現状にあると非難したうえで、それではどのようにすれば良いかという指示を行い、その指示が守られるように今後一層指導監督を強めると結論した。それでは、金融庁はどのようなことを金融機関に期待し、指導監督を行うというのであろうか。以下、同報告が列挙したア)、イ)、ウ)の3項目をそのまま掲げる (同2003 : 49-51)。

ア) 創業企業に対する起業支援の強化

冒頭に述べた貸手借手双方の長期的継続関係の重要性は、ここで突然に根底から否定され、創業、起業を支援せよとの指示が出される⁶⁾。そして、創業、起業の支援のためには、将来性のある事業を見分ける目利き (融資審査能力) の向上、事業成功のための他事業者の紹介、ベンチャーファンド等の仕組みの活用が必要であると述べる。また、目利きの養成に関しては、地方

の経済産業局の取り組みへの参加が勧められる (同2003 : 48)。

イ) 成長期・安定期企業に対する円滑な資金供給、経営相談

信用リスクに応じた金利設定を行いつつ、円滑な金融を行うべきだと述べられる。信用リスクに応じた金利設定という理論構成は現実離れした虚構の理論に過ぎないと筆者は考えるが、米国ではそれが実行されているから収益性が高いという立論だと推測される。要するに、日本の金融機関は経営能力が無いので、金融庁が指導監督して経営能力を向上させるということである。加えて、経営相談、取引先紹介などを行えとの指示が述べられている (同2003 : 50)。

ウ) 業績悪化企業に対する早期事業再生に向けた積極的取り組み

リレバンには、業績悪化企業への支援も含まれる。金融機関は、企業再生のために、ガイドラインに沿って私的整理を行うほか、民事再生法、会社更生法、特定調停など法的枠組みを活用し、さらには、産業再生機構の活用、DESの活用、DIPファイナンスの実行などを行うべきであるとされる (同2003 : 51)。

結論として同報告は、「それぞれの中小地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレバン機能を強化」することを求め、そのために「当局が規律づけを行う」ことが重要であり、「さらに当局が適切にフォローアップ」を行うとしている (同2003 : 48)。当局は、一方では自己責任原則を強調し指導行政の廃止を謳いながら、現実には米国モデルのリレバンを真似せよと指導している。

濱田康行は、リレバン報告を批判して次

6) 濱田康行も、同報告においてリレバンから突然に創業支援が出てくるのは根拠が無いと指摘している (2003 : 56-57)。

のように結んだ。「報告は、日本の知識人を集めた七回もの会合と地方懇談会を経て書かれている。それに要した人々の時間、そしてこの報告の後に生じるであろう人々の時間的支出を考えると、日本はなんと無駄なことをしているのだろうかと思わざるを得ない」(濱田2003:61)。筆者も同感である。しかも、その内容と結論は、はじめから米国モデルに従うという政府基本方針に沿ったものだから、まともな議論が行われるはずは無い。指導行政を止めるといいながら、日本の現場の諸問題を無視し、権限を振りかざした威圧的な金融行政を行おうとしていると見られても仕方がない。ある信用金庫支店長は、「かつて金融行政は箸の上げおろしまで指導するといわれた時期があったが、個別金融機関の業務戦略や人材育成にこれほどまで踏み込んだことは、入庫以来二〇余年に及ぶ私の経験のなかでも例がなかった」と告白している(金融財政事情2003:42)。泣く子と地頭には勝てないのである。金融審議会金融分科会第二部会長堀内昭義は、BIS規制がリレバンの継続を難しくしていることを認めながらも、結論としては「従来以上に政府が、金融機関経営の健全性を厳しく監視することが求められる」と政府の指導監督強化を求めている(堀内2004:26)。

(3) リレーションシップバンキングの指導と監督

前段で述べたように、金融当局はリレバンの観点にたつて中小地域金融機関の指導監督に当たることになった。具体的には、期間を2年間と定めて指導監督が行われることになった。それが「リレーションシップ・バンキングの機能強化に関するアク

ションプログラム」(金融庁、平成15年3月28日)である。

各金融機関は、このプログラムに従って(銀行法第24条に基づき)、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画(計画期間平成15~16年度)」の提出を求められ、以後、半期ごとに同計画の実施状況について報告を求められることになった。そして金融当局は、日本の中小地域金融機関が2年の間に米国モデルのリレバンを学習し収益力を高めるように指導監督することになった(金融庁2003:62)。各金融機関が集中期間内に取り組むべき機能強化計画の内容は概略以下のとおりである。内容的には上記の審議会報告に沿ったものでありやや重複するが、参考までに以下に要約して紹介する(なお、括弧内は筆者による補足説明である)。

- | |
|---|
| <p>I 中小企業金融の再生(貸し渋りを是正する必要があるという意味)</p> <p>1. 創業・新事業支援機能の強化(リレバンとは無関係の筈、論理の飛躍?)</p> <p>(1) 審査体制の強化, (2) 目利き研修の集中実施, (3) 優良案件発掘のため日本政策投資銀行と提携, (4) ベンチャー企業育成のため日本政策投資銀行, 中小企業金融公庫, 商工組合中央金庫等と連携強化, (5) 中小企業支援センターの活用</p> <p>2. 取引先企業への経営相談・支援機能の強化(製品開発や販促の支援か?)</p> <p>(1) コンサルティング, 情報提供, ビジネスマッチングの仕組み, (2) コンサルティング, M&A業務の法的根拠の検討, (3) 企業再生と不良債権発生防止, (4) 中小企業支援スキル向上のための研修</p> |
|---|

3. 早期事業再生への積極的取り組み（企業再生の能力を身に付けろという意味）
- (1) 民事再生法，私的指摘整理ガイドライン等の活用，(2) 政府系金融機関や地方公共団体等との連携，企業再生ファンドの組成，(3) DES，DIPファイナンス等の活用，(4) RCCの信託機能の活用，(5) 産業再生機構の活用，政府系金融機関と民間金融機関の連携協力，(6) ターンアラウンド・スペシャリスト育成の研修
4. 新しい中小企業金融（今のやり方は良くないから変えろという意味）
- (1) キャッシュフロー重視，担保保証に過度に依存しない，(2) 金融庁内に専門家による研究会を設置，(3) 証券化を検討せよ，(4) 精度の高い財務諸表について優遇せよ
- II. 各金融機関の健全性の確保，収益性向上の努力（兎に角儲かる金融をせよという意味）
1. 資産査定，信用リスク管理の厳格化
 2. 収益管理体制の整備と収益力の向上
 3. ガバナンスの強化
 - (1) 情報開示の促進，(2) 監査機能の強化，(3) 総代選挙手続きの透明化，(4) ワンマン経営抑止のための監督強化
 4. 地域貢献に関する情報開示
 5. 法令等の遵守
 6. 地域の金融システムの安定性確保
 7. 検査監督体制

多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し，業務改善命令を含めた的確な監督を行うために「監督指針⁷⁾」を策定する。

金融ビッグバンを契機に導入された自己資本比率規制は、「貸し渋り・貸し剥がし」を惹起した。金融当局はこの「貸し渋り・貸し剥がし」現象を逆手にとって、その責任を金融機関の側に転嫁した。そして、日本の中小・地域金融機関は機能不全に陥っている。米国のリレバンに見習って2年以内にこれを改善せよと指示した。しかしそれは、市場主義，自己責任原則，民営化，小さい政府，指導行政廃止の方針から程遠いものであり，金融機関に膨大なコスト負担をもたらす過剰な干渉となっている。利鞘の縮小拡大がマクロ政策によって規定されることを無視して，米国のリレバンを真似すれば経営が改善されるはずだと主張している。

7. 利鞘の縮小を克服し収益力を高める経営を目指せ

金融庁は，アメリカのリレバン・モデルに見習って収益性向上に向け努力せよと号令をかけている。金融庁は，金融機関に対して審査能力を上げよ，コンサルタント活動を行え，優れた取引先を紹介せよ，地方経済産業局の行事に参加せよ，政府系金融機関と協力せよ，裁判所を活用せよ，手数料収入を大きくせよなどと細かい指導内容を示した。そして，計画書の提出と半期ごとの報告を求めている。しかしながら，銀行経営は，基本的に貸出金から得る利息で成立する。金融庁は，この点を無視している。日米両国を比較すると，米銀の方が邦銀よりもはるかに利鞘が大きい。図4のグラフは，昭和59年度から平成15年度まで

7) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のポイント」（平成16年5月31日）金融庁ホームページ

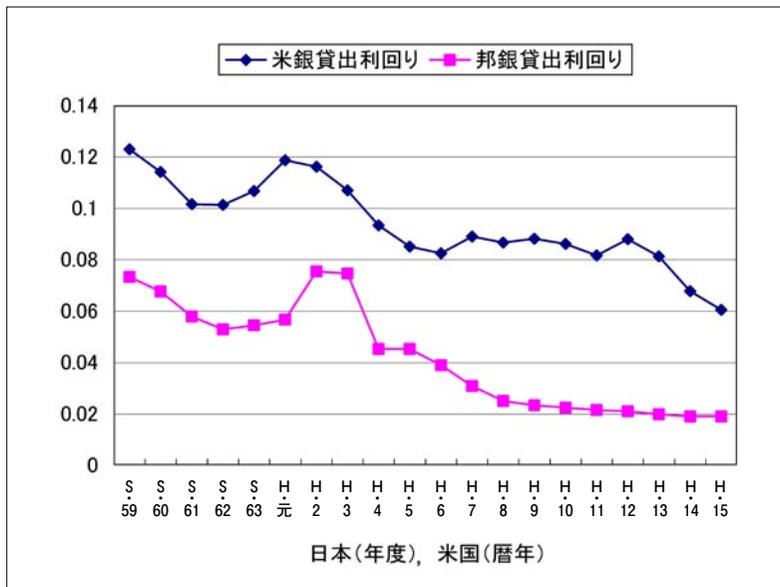
(1984年から2003年まで)の日米両国貸出利回り(不良債権償却後)の推移を示している。昭和59年度の貸出利回りは、米銀12%強、邦銀7%強であった。この頃は邦銀も収益力を十分に保持していた。ところが、平成12年度の貸出利回りは、米銀9%弱に対して邦銀は2%に落ち込んでいる。さらに、邦銀の利回りは、平成14年度、15年度ともに2%を下回った。邦銀にとって極めて不幸なことは、不良債権を償却しても、裁判確定までは税法上償却が経費として認められないことである。したがって金融機関は、税制と会計制度の食違いを回避し(一時差異の影響を除去し)正しく収益状況を表示するために「繰延税金資産」を計上する。ところが金融庁は、これがある時には恣意的に否定して赤字決算を迫り、公的資金を注入した。

銀行収益を詳細に分析するためには、貸

出金以外の資産運用についても日米比較をしなければならない。ちなみに、米国債と日本国債の利回りを比べても、米国債の方が有利な状況が続いている。平成14年度について見れば、米国債の金利は5%前後、日本国債の金利は1%を若干上回る程度であった。平成16年度には米国債は4%強に下がっている。ここに歴然として米銀が邦銀に比べより有利な経営環境に置かれ、より高い収益力を挙げ得る根拠が存在する。邦銀の収益力低下がりレバンモデルによって解消されるというのは、議論のすり替えに過ぎないのではないか。

筆者は、以上において貸出利回りのみを比較したが、日本銀行の白鳥哲哉・大山剛論文は、日米の利回り格差について総合的な角度から詳細に分析した。以下、その概要を説明する。

1. 邦銀の預貸利鞘の水準は、米銀に比べ



出所：邦銀（『全国銀行財務諸表分析』各年度）、米銀（米国連邦預金保険機構FDIC）

図4 日米銀行の貸出利回り比較

て低水準にある。ちなみに、平成15年度現在の預貸利鞘は、米銀が4%前後、邦銀が2%未満となっている。

2. 従来、銀行主導による企業再生・再編の機能が有効に働いてきた。また、何よりも不動産担保や株式含み益が、邦銀における信用リスクの発生を回避してきた。
3. ところが、平成年代の急激な金融引き締めと金融ビッグバン政策によって、このような低水準の預貸利鞘による銀行経営を可能とする条件がなくなった。第1に、金融自由化に伴い優良大手企業の銀行離れが進んだ。都長銀は、経済の持続的成長に期待して新規貸出を積極化した。日米構造協議の結果を受けた政府のバブル創出策がこれを支えた。しかし、この期待は、政府による急激な金融引き締めによって裏切られた。予期せざる景気の持続的（スパイラル的）悪化が、銀行の資産内容を悪化させた。第2に、不動産価格と株価の持続的下落しかも大幅な下落が、銀行経営を支えてきた前提条件を突き崩した。第3に、バブル期の貸し込み競争が、銀行の審査能力を喪失させた。

以上の分析結果は、筆者が先に『不良債権処理と企業再生』で指摘したことであった（黒田2004：159-160）。白鳥・大山論文は、邦銀の経営悪化の要因を以上の如く分析したうえで、いくつかの処方箋を出している。その処方箋の中身を紹介すると、次のようになる。

1. 公的金融の縮小

政府系金融機関の縮小について言及しているが、公的金融機関を縮小すれば、民間金融機関の経営が改善されるだろう

との立論は、国内問題の解決方法を米国にしか頼ることのできない無策を示す（黒田2004：85）。

2. オーバーバンキングの緩和
3. コーポレート・ガバナンスの改善
4. 資本と労働の円滑な再配分

上記いずれの処方箋も、米国モデルとの対比で問題を解決しようとする極めて安易な立論に過ぎない。白鳥・大山論文は、日米預貸利鞘の違いの背景を詳細に論じながら、結局処方箋としては米国モデルへの追従を提案している。分析は優れているが、結論が米国モデルへの追従では、分析の意味がないのではないか。

(む す び)

平成8年の橋本首相の金融ビッグバン以来、早期是正措置（平成10年）以下各種の金融システム改革が次々に実行に移された。このうち金融再生プログラムについていえば、それは資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化によって金融システムを安定強化させるというものであった。金融当局によるこうした早期是正措置や金融再生プログラムを通して、金融機関の整理統合が促進され、平成2年に13行存在した都市銀行は、平成16年時点でほぼ4グループに集約された。経営破綻に直面した長銀などは、すでに退場を余儀なくされた。またこの間には、産業再生機構の設置（平成14年、10兆円）、りそな銀行への公的資金注入（平成15年、1.9兆円）、足利銀行への公的資金注入（平成15年、1兆円）も行われた。こうした経過の中で、政府は不良債権問題がほぼ終局に近づいたとの見解を示した。ちなみに伊藤金融担当大臣は、平成16年10月の参議院財政金融委員

会で、目標年度の平成16年度内には不良債権処理問題を正常化させ、平成17年4月から予定通りペイオフ解禁を行うと表明した⁸⁾。金融ビッグバンは、成功軌道に乗った。そして、ほぼ第一段階の目標を達成しつつあるというのが、最近の一般的な受け止め方のようだ。

筆者は、先に『不良債権処理と企業再生』で論じたとおり、金融ビッグバンに対して批判的な立場をとる(黒田2004:41-45)。確かに大型倒産の減少、倒産件数の落ち着き、企業収益の改善、法人税の増収など不況のスパイラル的悪化現象は収まったかに見える。しかし、これらの見せ掛けの好転は、決して金融ビッグバン成功の証明ではない。

不況の深刻化に歯止めがかかった原因は、むしろ、中小・地域金融の現場が、政

府が押し進めた市場主義の行き過ぎを現場レベルで修正し、日本の伝統的な金融慣行・金融制度、すなわち、長期的かつ人間的関係を重視する日本のモデルを維持したからである。また、政府自身が、市場にすべてを任せる自由放任主義を改め、公的資金注入によって自ら金融不安解消を図るべく強権を行使したからである。日本にふさわしいのは、決してアメリカモデルではない。今後とも、中小・地域金融の現場は、懸命の努力によってわが国独自の伝統を受け継ぎながら、日本の金融システムを維持し発展させるであろう。金融当局のなすべきことは、これらの現場レベルのよき伝統が十分に発揮できるように支援することであり、いたずらにアメリカモデルを強要することではない。

(参考文献)

- 青木武「米国のリレーションシップバンキング」『信金中金月報』2003年7月(11-25頁)
金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)『信金中金月報』2003年7月(42-61頁)
金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」(平成14年10月30日)金融庁ホームページ
金融庁「金融再生プログラム作業工程表」(平成14年11月29日)金融庁ホームページ
金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)『信金中金月報』2003年7月(62-66頁)
黒田朗「金融機関の自己資本比率問題と不良債権処理(1)」『豊橋創造大学紀要』第7号、2003年2月(23-36頁)
黒田朗『不良債権処理と企業再生—市場主義を超えて共生社会を目指す』同友館、2004年(1-300頁)
白鳥哲哉/大山剛「近年における邦銀の収益低迷の背景と今後の課題—預貸利鞘のトレンドからみた分析」考査局Discussion Paper Series 2001年11月(1-38頁)日本銀行ホームページからダウンロード
濱田康行「リレーションシップバンキング論の盲点」『中小商工業研究』2003年10月(53-61頁)
森村葉二「現場の声の反映なくして機能強化計画の達成はありえない」『金融財政事情』2003年11月10日(40-42頁)
吉永高士「九九%超の米銀が現行基準の適用を継続へ」『金融財政事情』20004年7月12日(29頁)

8) 「参議院財政金融委員会における伊藤金融大臣の挨拶」(平成16年10月26日)金融庁ホームページ

(参考) 金融年表

	平成年月	政 策	金融界の動き
1991	3年 4月		あさひ銀行の誕生 (埼玉協和の合併)
1992	4年		東邦相互銀行, 東洋信用金庫の破綻
1993	5年 1月		共同債権買取機構の設置
	5年 3月	「銀行の資本比率基準 (BIS基準)」大蔵省告示	釜石信用金庫と大阪府民信用組合の破綻
1995	7年 3月	「規制緩和推進5カ年計画」閣議決定	
	7年 6月	「早期是正措置」構想, 大蔵省発表	
	8年 4月		東京三菱銀行の誕生
1996	8年 6月		住専に公的資金6,850億円の投入
	8年11月	「金融ビッグバン」構想, 橋本首相談話	阪和銀行業務停止
1997	9年 4月		日産生命業務停止
	9年 6月	「会計ビッグバン」着手, 企業会計審議会	
	9年11月		三洋証券, 北拓銀行, 山一証券の破綻
1998	10年 3月		公的資金1.8兆円の注入
	10年 4月	早期是正措置と「外国為替および外国貿易法」の施行	大手銀行再編の動き, 地域銀行の信用不安拡大
	10年 5月	失業率, 初の4%台	
	10年 6月	金融監督庁 (総理府内) の設置	
	10年10月		長銀の国有化
	10年12月		日債銀の国有化
1999	11年 2月	「サービサー法」の施行	
	11年 3月		公的資金8.6兆円の注入 (14年3月までの3年間で)
	11年 6月	金融監督庁の誕生 (現, 金融庁)	
	11年 7月	「金融検査マニュアル」の公表	
2000	12年 3月		長銀を外資 (LTCB) へ売却
	12年 7月		そごう, 民事再生手続きの申立て
	12年 9月		日債銀をソフトバンク・グループに売却
2001	13年 1月	整理回収機構 (RCC) 内に企業再生本部を設置	石川銀行の破綻
	13年 4月		三井住友銀行の誕生
2002	14年 1月		UFJ銀行 (三和, 東海) の誕生
	14年 3月		中部銀行の破綻
	14年 4月		みずほ銀行 (富士, 一勸, 興銀) の誕生
	14年 6月	「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の公表	
	14年10月	「金融再生プログラム」発表	
	14年11月	同上「作業工程表」発表	
2003	15年 3月	「リレーション・シップバンキング・プログラム」発表	りそな銀行 (大和, あさひ) の誕生
	15年 4月	産業再生機構 (再生資金総額10兆円) の設置	
	15年 4月	「自己資本に関する新しいバーゼル合意」	
	15年 6月		りそな銀行に公的資金1.9兆円の投入
	15年 8月		産業再生機構, 九州産業交通を国有化
	15年11月		足利銀行に公的資金1兆円を注入し国有化
	16年 4月	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」発表	
2004	16年10月		ダイエー, 産業再生機構に支援要請

出所: 筆者作成